

## 事務事業目次

### 【監査事務局】

(19年度所管)

(部)(課)(事業)

No	部	課	事務事業名	事務事業No
1	監査事務局	監査事務局	監査事務	14 - 01 - 01

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	監査事務	部課名	監査事務局	課長名	岡本 壽子
		担当者名	長谷部 正明	内線	3511
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	委員報酬（14-20-50-01）交際費（14-40-33-01）その他運営費（14-40-66-01）監査事務局事務費（14-80-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	22 年度	根拠	主なものとして地方自治法第195条～同法第202条、同法第252条の27～44	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[ ]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	監査機能の充実[14-06]			
目的	地方公共団体の財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施し、公正で、合理的かつ効率的な行政を確保することを目的とする。				
対象者等	区の行財政事務				
内容	監査委員の職務権限としては、 1 一般監査（地方自治法第199条） 2 特別監査（直接請求による監査・同法第75条、議会の請求による監査・同法第98条第2項、地方自治体の長の要求による監査・同法第199条第6項、財政援助団体等に対する監査・同法第199条第7項） 3 その他附加された権限（決算審査・同法第233条第2項、現金出納の検査・同法235条の2、指定金融機関における公金の収納等の監査・同法235条の2第2項、住民監査請求に係る監査・同法第242条、職員の賠償責任についての監査・同法第243条の2第3項）があげられる。				
経過					
必要性	地方自治法第195条の規定により、必置の委員である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 監査委員及び事務局職員が実施。（平成18年度に実施した工事に関する監査は、委託で実施）。事務局職員数は、平成13年度までは常勤6名、14～15年度は常勤5名・非常勤（再雇用）1名、16年度からは常勤4名・非常勤2名（再任用1名・再雇用1名）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
		予算額	82,598	71,297	69,934	65,637	62,646	61,701
	決算額（19年度は見込み）	9,212	9,915	10,188	10,104	9,864	10,185	10,816
	人件費					49,543	49,696	
	【事務分担量】（%）					100	100	
	合計（+）	77,595	68,479	67,904	60,659	59,407	59,881	49,752
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	77,595	68,479	67,904	60,659	59,407	59,881	49,752
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	定期監査実施箇所数	75	85	72	63	73	65	65
	財政援助団体監査実施箇所数	10	10	11	10	10	9	10
	監査委員費用弁償支給日数	104	145	146	153	127	147	170

# 事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	監査委員報酬	8,788	監査委員報酬	8,640	監査委員報酬	8,788
	特別旅費	監査委員費用弁償等	412	監査委員費用弁償等	519	監査委員費用弁償等	935
	交際費	監査委員交際費	19	監査委員交際費	0	監査委員交際費	90
	委託料			工事監査委託料	478		
	一般需用費		515		471		641
	負担金補助及び交付金		54		30		43

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	指摘事項未改善件数	0	0	0	0	0	前年度指摘があった場合で、未改善の事項数

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 地方自治法第180条の5の規定により、必置の委員である。

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の内容を継続して推進する。

議会議決要旨	
--------	--